

薬学教育（6年制）第三者評価  
評価基準案

日本薬学会薬学教育改革大学人会議  
第三者評価検討委員会

目次

はじめに ..... i  
 作成の経緯 ..... iii  
 評価基準と観点について ..... v

理念と目標

1 理念と目標 ..... 1

教育プログラム

2 医療人教育の基本的内容 ..... 2  
 (2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育 ..... 2  
 (2-2) 教養教育・語学教育 ..... 2  
 (2-3) 医療安全教育 ..... 3  
 (2-4) 生涯学習 ..... 3  
 (2-5) 自己表現能力 ..... 3  
 3 薬学教育カリキュラム ..... 4  
 (3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度 ..... 4  
 (3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容 ..... 5  
 (3-3) 薬学教育の実施に向けた準備 ..... 5  
 4 実務実習 ..... 6  
 (4-1) 実務実習事前学習 ..... 6  
 (4-2) 薬学共用試験 ..... 6  
 (4-3) 病院・薬局実習 ..... 7  
 5 問題解決能力の醸成のための教育 ..... 9  
 (5-1) 自己研鑽・参加型学習 ..... 9  
 (5-2) 卒業研究の実施 ..... 9

学生

6 学生の受入 ..... 10  
 7 成績評価・修了認定 ..... 11  
 8 学生の支援 ..... 12  
 (8-1) 修学支援体制 ..... 12  
 (8-2) 安全・安心への配慮 ..... 13

教員組織・職員組織

9 教員組織・職員組織 ..... 14  
 (9-1) 教員組織 ..... 14  
 (9-2) 教育・研究活動 ..... 15  
 (9-3) 職員組織 ..... 16  
 (9-4) 教育の評価／教職員の研修 ..... 16

施設・設備

1 0	施設・設備	17
(10-1)	学内の学習環境	17
(10-2)	実務実習施設の学習環境	17

外部対応

1 1	社会との連携	18
-----	--------	----

点検

1 2	自己点検・自己評価	19
-----	-----------	----

名簿		vi
----	--	----

## はじめに

薬学教育の6年制課程は薬剤師養成を第一の目的として設置されたことは周知のとおりである。将来、医療現場で実践に携わる者以外に製薬企業、研究機関などで医薬品研究開発に関わる者、大学などで教育に携わる者、医薬行政に関わる者などを目指すにしても『まずは医療現場を知る薬剤師になる』ことが6年制教育を受ける場合の前提であろう。

質の高い薬剤師には高度の専門知識、技能はもちろん、予期せぬ、あるいは全く新しい問題、課題に挑戦する意欲とそれを解決する能力、倫理、幅広い人間力などが要求される。高度の専門知識を身につけるにはしっかりとした基礎科学の裏付けが必須であることはいうまでも無い。このような薬剤師養成を目指して6年制課程が設立されたはずである。

これまでも薬学教育のあるべき姿についてさまざまな視点から検討されてきており、特に日本薬学会が取りまとめた薬学教育モデル・コアカリキュラムと文部科学省の実務実習モデル・コアカリキュラムは6年制課程の設置の理論的根拠の一部にもなり、また設置認可の過程でこれらに沿ったカリキュラムの設定が求められるなど、重要な役割を果たしてきた。もとよりこれらモデル・コアカリキュラムにも修正すべき箇所も多々あるが、すべてがスタートの現時点での修正・変更はいたずらに事態を混乱させるばかりと判断される。

6年制課程教育の第三者評価は「薬剤師養成に何故6年制課程が必要なのか？」また「どのような卒業生を送り出すつもりなのか？」など社会一般の疑問に明確な答えを出すべく求められている。すでに2004年より大学全体が機関別評価を義務付けられている現状のもとで、あえて6年制薬学教育の評価が求められる所以であろうか。

第三者評価のシステムを考えるにあたり、これまでに機能している先発の大学教育評価機関の評価手順は大変参考になるが、どの評価機関においても例外なく、評価は評価基準にそった自己点検、自己申告が基本である。自己評価書の書類審査、不足資料請求、現地調査など自己評価の信憑性の第三者による調査、異議申し立て、を経て最終的に評価が決定することになるので、評価基準の設定はきわめて重要であり、評価システムを構築していく上でキーポイントの一つである。

ここに日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・第三者評価検討委員会が作成した薬学6年制課程教育の評価基準案を示すが、もとよりこれはたたき台であり様々な視点から検討いただき修正していくべきである。基準案の作成過程は別に述べたとおりであるが、作成に当たっての留意点は以下のとおりである。

1. 大学全体の認証評価である機関別評価との可能な限りの差別化を考慮して経営、運営などは簡略化した。
2. 大学設置の事後チェックとしての機能を重視した。
3. カリキュラム関連を重視した構成をとった。
4. 問題解決能力育成を重視し、PBL、卒業研究の義務化などを盛り込んだ。
5. 予備校化の防止をはかった。

本来、大学教育は自由な理念、発想のもとにそれぞれの大学固有のカリキュラムで行われるべきものである。アメリカで長い歴史のもとで実施されているACPEによる薬科大学評価はまさに自由なカリキュラムでのそれぞれの大学の教育プログラム評価であり、大学の理念にそれが沿っているか、達成されているかが問われている。現実にはこのような評価を実施するには、評価する側も評価される側も相当な成熟度が求められる。またどのような尺度で評価すべきかも困難が予想される。当面の評価基準としては、コアカリキュラムなどに沿った、達成度認定よりは適格認定にやや傾斜したものとなっているが、将来的にはより自由度の高い評価基準であるべきかもしれない。

わが国において認証評価ではなく、任意の評価システムを独自に構築する試みは学部レベルでは薬学が初めてである。これまでわが国においては官指導の規制システムが一般的に定着しており自発的な規制システムの構築に慣れていなかった。今薬学が取り組もうとしている試みは他の領域に先駆けて行うもので、その成否は世の注目されるところとなっている。現在進行中の機関別評価は本来分野別評価を総合したものであるべきであり、将来的には全ての分野で個別の評価がまず成されるという体制が期待されるところである。

## 作成の経緯

薬科大学、薬学部においては平成 18 年（2006 年）4 月から薬剤師養成を主たる目的とした 6 年制学科と創薬研究者などを養成することを目的とする 4 年制学科がスタートした。6 年制施行にあたって、中央教育審議会から 6 年制薬学教育についての「第三者評価」システムの設置を強く要請されたことは周知のとおりである。

既に機関別評価が全ての大学に 2004 年より義務付けられ施行されているので、6 年制薬学教育の評価は分野別評価と位置づけられる。分野別評価としては、法科大学院の認証評価（文部科学省に認証された機関による評価）、任意団体である日本技術者教育認定機構（JABEE）による工学系教育プログラムの自主的評価が日本では先行している。米国では薬系大学教育認証機構（Accreditation Council for Pharmacy Education, ACPE）による薬学教育の評価が長い歴史のもとに実施されている。

これまでの薬学における「第三者評価」への実質的取り組みとしては、薬学教育協議会が主催した「第三者評価準備会」（2004 年 12 月 17 日）が“セミオフィシャル”な最初の活動である。この準備会に出席した全員の共通認識として「第三者評価の必要性をひろく認識してもらうことがまず必要である」となり、同年 12 月 20 日に全薬系大学代表者に説明会が開催された。その後、日本薬学会・薬学教育改革大学人会議では共用試験、長期実務実習とともに、「第三者評価」についても検討委員会を設けて検討することとなった。ほぼ同時期に、『薬剤師養成を目的とした大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究』のタイトルで学術振興会（文部科学省）に科学研究費補助金を申請し、2005 年 4 月に申請が正式に認められ、研究班の活動を開始した。研究班のメンバーは、大学人会議の幹事以外に、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本医療薬学会からの推薦を得て構成した。

日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・第三者評価検討委員会としては研究班メンバー以外に、薬学会理事、薬剤師会、病院薬剤師会のほか、薬学以外のメンバーなど多数の委員を補強してスタートした。委員会の検討課題は「薬剤師養成を目的とした教育についての第三者による評価のあるべき姿、実施体制」であり、具体的には、

1. 評価内容の検討（評価基準、観点（ガイドライン）の試作）
2. 評価の手順、評価機関の設定
3. 評価の目的の明確化

である。このうち課題 1 である評価基準素案の作成を目的に、評価検討委員会・科学研究費班会議の下部組織として「第三者評価勉強会」を設置し検討してきた。

出来た素案を外部委員を加えた拡大「第三者評価」検討委員会（2006 年 8 月）に提

示，検討，修正したものを，日本薬学会・薬学教育改革大学人会議「第三者評価」検討委員会案として全国薬科大学長・薬学部長会議（2006年11月）に諮った。全国薬科大学長・薬学部長会議では第三者評価実施委員会をこの段階で設置し，以後の対応を検討することとなった。これからのロードマップとしては，第三者評価検討委員会の作成した評価基準（案）を全国レベルで関係者に対して広報（説明，討論，修正）の後，さらにアンケート調査を行い，その結果を反映するかたちで最終案作成に至るプロセスが考えられる。このように作成された『基準』を基に，自己点検など評価のトライアルを実施し，さらなる修正を施して評価実施に利用される評価基準の完成となる。今後のロードマップの実施の一部は，文部科学省「認証評価に関する調査研究」委託事業とすることとなり，調査の実施の実働部隊として，日本薬学会・薬学教育改革大学人会議・「第三者評価」検討委員会と全国薬科大学長・薬学部長会議・「第三者評価」実施委員会の元に薬学教育第三者評価実施小委員会を2007年1月に設置して今日に至っている。

2007年1月

## 【評価基準と観点について】

評価基準は、薬剤師養成課程として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。  
例 「・・・に努めていること。」 等

観点は、各基準に関する細則、各基準に係わる説明及び例示を示したものである。

観点は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。  
例 「・・・に努めていること。」 等
- (3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。  
例 「・・・が望ましい。」 等

## 理念と目標

### 1 理念と目標

#### 【基準 1-1】

各大学独自の工夫により，医療人としての薬剤師に必要な学識及びその応用能力並びに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され，公表されていること。

【観点 1-1-1】理念と目標が，医療を取り巻く環境，薬剤師に対する社会のニーズ，学生のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】理念と目標が，教職員及び学生に周知・理解され，かつ広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-3】資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず，卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

#### 【基準 1-2】

理念と目標に合致した教育が具体的に行われていること。

【観点 1-2-1】目標の達成度が，学生の学業成績及び在籍状況並びに卒業者の進路及び活動状況，その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていること。

## 教育プログラム

### 2 医療人教育の基本的内容

#### (2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

##### 【基準 2-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚させ、共感的態度及び人との信頼関係を醸成する態度を身につけさせ、さらにそれらを生涯にわたって向上させるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-1-1-1】全学年を通して、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動をとるために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

【観点 2-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師の倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-1-1-3】医療人として、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

【観点 2-1-1-4】単位数は、「(2-2) 教養教育・語学教育」と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

#### (2-2) 教養教育・語学教育

##### 【基準 2-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力及び豊かな人間性・知性を養うための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 2-2-1-2】学生や社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 2-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できるカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

##### 【基準 2-2-2】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-2-1】英語教育には、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れるよう努めていること。

【観点 2-2-2-2】医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる英語力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 2-2-2-3】英語教育が全学年にわたって行われていることが望ましい。

## (2-3) 医療安全教育

### 【基準 2-3-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 2-3-1-1】薬害，医療過誤，医療事故の概要，背景及びその後の対応に関する教育が行われていること。

【観点 2-3-1-2】教育の方法として，被害者やその家族，弁護士，医療における安全管理者を講師とするなど，学生が肌で感じる機会提供に努めるとともに，学生の科学的かつ客観的な視点を養うための教育に努めていること。

## (2-4) 生涯学習

### 【基準 2-4-1】

医療人としての社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われていること。

【観点 2-4-1-1】医療現場で活躍する薬剤師などにより医療の進歩や卒後研修の体験談などに関する教育が行われていること。

## (2-5) 自己表現能力

### 【基準 2-5-1】

自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識，技能及び態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 2-5-1-1】聞き手及び自分が必要とする情報を把握し，状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-2】個人及び集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-3】全学年を通して行われていることが望ましい。

### 3 薬学教育カリキュラム

#### (3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度

##### 【基準 3-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合していること。

【観点 3-1-1-1】各科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合していること。

##### 【基準 3-1-2】

各到達目標の学習領域に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 3-1-2-1】講義，演習，実習が有機的に連動していること。

【観点 3-1-2-2】医療現場と密接に関連付けるため，具体的な症例，医療現場での具体例，製剤上の工夫などを組み込むよう努めていること。

【観点 3-1-2-3】患者・薬剤師・他の医療関係者・製薬企業関係者との交流体制が整備され，教育へ直接的に関与していることが望ましい。

##### 【基準 3-1-3】

各ユニットの実施時期が適切に設定されていること。

【観点 3-1-3-1】当該科目と他科目との関連性に配慮した編成を行い，効果的な学習ができるよう努めていること。

##### 【基準 3-1-4】

薬剤師として必要な技能，態度を修得するための実習教育が行われていること。

【観点 3-1-4-1】科学的思考の醸成に役立つ技能及び態度を修得するため，実験実習が十分に行われていること。

【観点 3-1-4-2】実験実習が，卒業実習や実務実習の準備として適切な内容であること。

##### 【基準 3-1-5】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-1-5-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-1-5-2】学生による発表会，総合討論など，学習効果を高める工夫がなされていること。

### (3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

#### 【基準 3-2-1】

大学独自の薬学専門教育の内容が、理念と目標に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 3-2-1-1】 大学独自の薬学専門教育として、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラム以外の内容がカリキュラムに含まれていること。

【観点 3-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育内容が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に示されていること。

【観点 3-2-1-3】 学生のニーズに応じて、大学独自の薬学専門教育の時間割編成が選択可能な構成になっているなど配慮されていることが望ましい。

### (3-3) 薬学教育の実施に向けた準備

#### 【基準 3-3-1】

学生の学力を、薬学教育を効果的に履修できるレベルまで向上させるための教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-2】 観点3-3-1-1における授業科目の開講時期と対応する専門科目の開講時期が連動していること。

## 4 実務実習

### (4-1) 実務実習事前学習

#### 【基準 4-1-1】

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに適合し、実務実習事前学習が適切に行われていること。

#### 【基準 4-1-2】

学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていること。

#### 【基準 4-1-3】

実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

#### 【基準 4-1-4】

実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-4-1】 実務実習における学習効果が高められる時期に設定されていること。

【観点 4-1-4-2】 実務実習の開始と実務事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

### (4-2) 薬学共用試験

#### 【基準 4-2-1】

実務実習を履修する全ての学生が薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

#### 【基準 4-2-2】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 4-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要綱」（仮）に沿って行われていること。

【観点 4-2-2-2】 学内のCBT委員会およびOSCE委員会が整備され、機能していること。

【観点 4-2-2-3】 CBTおよびOSCEを適切に行えるよう、学内の施設と設備が充実していること。

**【基準 4-2-3】**

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施結果が公表されていること。

【観点 4-2-3-1】実施時期，実施方法，受験者数，合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 4-2-3-2】実習施設に対して，観点4-2-3-1の情報を報告するよう努めていること。

**【基準 4-2-4】**

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施体制の充実に貢献していること。

【観点 4-2-4-1】CBT問題の作成と充実に努めていること。

【観点 4-2-4-2】OSCE評価者の育成等に努めていること。

**(4-3) 病院・薬局実習**

**【基準 4-3-1】**

実務実習の企画・調整，責任の所在，病院・薬局との緊密な連携等，実務実習を行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 4-3-1-1】実務実習委員会が組織され，機能していること。

【観点 4-3-1-2】薬学部の全教員が積極的に参画していることが望ましい。

**【基準 4-3-2】**

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定され，実務実習が適切に実施されていること。

**【基準 4-3-3】**

学習方法，時間，場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して実施されていること。

【観点 4-3-3-1】実務実習の期間は5ヶ月以上であり，病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（2.5ヶ月）より原則として短くならないこと。

**【基準 4-3-4】**

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 4-3-4-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され，配属が公正に行われていること。

【観点 4-3-4-2】学生の配属決定に際し，通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 4-3-4-3】遠隔地における実習が行われる場合は，大学教員が当該学生の実習及び生活の指導を十分行うように努めていること。

**【基準 4-3-5】**

実習先の指導者と学部・学科との間で実習期間中に適切な連携が行われていること。

【観点 4-3-5-1】 事前打ち合わせ，巡回，実習指導，評価およびそのフィードバックなどにおいて適切な連携がとられていること。

**【基準 4-3-6】**

実習先の指導者との間の連絡を踏まえて学生を適切に指導監督していること。

【観点 4-3-6-1】 実習先の指導者との間で，学生による関連法令の遵守や，守秘義務等に関する適切な指導監督についてあらかじめ協議し，その確認方法が整備されていること。

【観点 4-3-6-2】 実務実習において，学生による関連法令の遵守が確保されていることが確認されていること。

**【基準 4-3-7】**

評価基準を設定して，学生と実習先の指導者に事前に提示したうえで，実習先の指導者との連携の下，適正な評価が行われていること。

**【基準 4-3-8】**

学生，実習先の指導者，教員の間で，実習内容，実習状況及びその成果に関する評価のフィードバックが，実習期間中に適切に行われていること。

## 5 問題解決能力の醸成のための教育

### (5-1) 自己研鑽・参加型学習

#### 【基準 5-1-1】

全学年を通して、自己研鑽・参加型の学習態度の醸成に配慮した教育が行われていること。

【観点 5-1-1-1】 学生が能動的に学習に参加するよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 5-1-1-2】 1クラスあたりの人数や演習・実習グループの人数が適正であること。

#### 【基準 5-1-2】

充実した自己研鑽・参加型学習を実施するための学習計画が整備されていること。

【観点 5-1-2-1】 問題立脚型学習（PBL）が、全学年で実効を持って行われるよう努めていること。

【観点 5-1-2-2】 問題立脚型学習（PBL）の単位数が卒業要件単位数（但し、実務実習の単位は除く）の1/10以上となるよう努めていること。

### (5-2) 卒業研究の実施

#### 【基準 5-2-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得し、それを生涯にわたって高め続ける態度を養うための卒業研究が行われていること。

【観点 5-2-1-1】 薬学の知識を総合的に理解し、医療・社会に貢献する技能、態度の醸成につながる研究課題を取り上げるよう努めていること。

【観点 5-2-1-2】 卒業実習カリキュラム（日本薬学会）に準拠して、問題解決能力を醸成するためのプログラムが立案され、実行されていることが望ましい。

【観点 5-2-1-3】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期及び実施期間が適切に設定されていること。

【観点 5-2-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催され、卒業論文が作成されていること。また両者は公開されていることが望ましい。

## 学生

### 6 学生の受入

#### 【基準 6-1】

教育の理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 6-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 6-1-2】入学志願者に対して、アドミッション・ポリシーなど学生の受入に関する情報が事前に周知されていること。

#### 【基準 6-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性及び能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 6-2-1】責任ある体制の下、入学者の適性及び能力の評価など学生の受入に関する業務が行われていること。

【観点 6-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 6-2-3】医療人としての適性を評価するため、入学志願者に対する面接が行われていることが望ましい。

#### 【基準 6-3】

入学者定員が、教育の人的・物的資源の実情に基づいて適正に設定されていること。

【観点 6-3-1】適正な教育に必要な教職員の数と質が適切に確保されていること（「9. 教員組織・職員組織」参照）。

【観点 6-3-2】適正な教育に必要な施設と設備が適切に整備されていること（「10. 施設・設備」参照）。

#### 【基準 6-4】

学生数が所定の定員数と乖離しないこと。

【観点 6-4-1】入学者の受入数について、所定の入学定員数を上回っていないこと。

【観点 6-4-2】入学者を含む在籍学生数について、収容定員数と乖離しないよう努めていること。

## 7 成績評価・修了認定

### 【基準 7-1】

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

### 【基準 7-2】

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

【観点 7-2-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

### 【基準 7-3】

公正かつ厳格な卒業認定が行われていること。

【観点 7-3-1】卒業認定に当たっては、単なる知識の修得の確認に留まらず、将来の医療人に相応しい技能や態度の修得も確認されていることが望ましい。

## 8 学生の支援

### (8-1) 修学支援体制

#### 【基準 8-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】 入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

#### 【基準 8-1-2】

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】 担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

#### 【基準 8-1-3】

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】 学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】 医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

#### 【基準 8-1-4】

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

#### 【基準 8-1-5】

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

#### 【基準 8-1-6】

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

**【基準 8-1-7】**

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

**【基準 8-1-8】**

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】 在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】 学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

**(8-2) 安全・安心への配慮**

**【基準 8-2-1】**

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。

【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。

【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

## 教員組織・職員組織

### 9 教員組織・職員組織

#### (9-1) 教員組織

##### 【基準 9-1-1】

理念と目標に応じて必要な教員が置かれていること。

【観点 9-1-1-1】 大学設置基準に定められている専任教員（実務家教員を含む）の数及び構成が恒常的に維持されていること。

【観点 9-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数（実務家教員を含む）が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員（助手を含む）に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 9-1-1-3】 観点9-1-1-2における専任教員は教授，准教授，講師，助教の数と比率が適切に構成されていることが望ましい。

【観点 9-1-1-4】 専任教員のうち女性の配置を積極的にすすめていることが望ましい。

##### 【基準 9-1-2】

専任教員として、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

(1) 専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者

(2) 専門分野について、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者

##### 【基準 9-1-3】

理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 9-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目について、専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 9-1-3-2】 教員の授業担当時間数は、適正な範囲内であること。

【観点 9-1-3-3】 専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

【観点 9-1-3-4】 教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する教員（助手）及び補助者（教務職員など）が適切に配置されていることが望ましい。

##### 【基準 9-1-4】

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-1-4-1】 教員の採用及び昇任においては、研究業績のみに偏ること無く、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されていること。

(9-2) 教育・研究活動

【基準 9-2-1】

理念の達成の基礎となる教育活動が行われており、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-1-1】 医療及び薬学の進歩発展に寄与するため、時代に即応したカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。

【観点 9-2-1-2】 時代に即応した医療人教育を押し進めるため、教員の資質向上を図っていること。

【観点 9-2-1-3】 教員の資質向上を目指し、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する薬学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていること。

【観点 9-2-1-4】 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会的貢献活動も自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

【基準 9-2-2】

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われ、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-2-1】 教員の研究活動が、最近5年間における研究上の業績等で示されていること。

【観点 9-2-2-2】 最新の研究活動が担当する教育内容に反映されていることが望ましい。

【基準 9-2-3】

教育活動及び研究活動を行うための環境(設備, 人員, 資金等)が整備されていること。

【基準 9-2-4】

専任教員は、時代に適応した教育及び研究能力の維持・向上に努めていること。

【観点 9-2-4-1】 実務家教員については、その専門の知識経験を生かした医療機関・薬局における研修などを通して常に新しい医療へ対応するために自己研鑽をしていること。

### (9-3) 職員組織

#### 【基準 9-3-1】

教育活動及び研究活動の実施を支援するための事務体制を有していること。

【観点 9-3-1-1】学部・学科の設置形態及び規模に応じて、職員配置を含む管理運営体制が適切であること。

【観点 9-3-1-2】実務実習の実施を支援する事務体制・組織が整備され、職員が適切に配置されていることが望ましい。

### (9-4) 教育の評価／教職員の研修

#### 【基準 9-4-1】

教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-4-1-1】教育内容及び方法，教育の成果等の状況について，代表性があるデータや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ，その結果に基づいた改善に努めていること。

【観点 9-4-1-2】授業評価や満足度評価，学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ，学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど，学生が自己点検に適切に関与していること。

【観点 9-4-1-3】教員が，評価結果に基づいて，授業内容，教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

#### 【基準 9-4-2】

教職員に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント等）及びその資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 施設・設備

### 10 施設・設備

#### (10-1) 学内の学習環境

##### 【基準 10-1-1】

薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学準備教育ガイドラインを円滑かつ効果的に行うための施設・設備が整備されていること。

【観点 10-1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。

【観点 10-1-1-2】参加型学習のための少人数教育ができる教室が十分確保されていること。

【観点 10-1-1-3】演習・実習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

##### 【基準 10-1-2】

実務実習事前学習を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

【観点 10-1-2-1】実務実習事前学習のための模擬薬局・模擬病室等として使用する施設の規模と設備が適切であること。

##### 【基準 10-1-3】

卒業研究を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

##### 【基準 10-1-4】

快適な学習環境を提供できる規模の図書室や自習室を用意し、教育と研究に必要な図書および学習資料の質と数が整備されていること。

【観点 10-1-4-1】図書室は収容定員数に対して適切な規模であること。

【観点 10-1-4-2】常に最新の図書および学習資料を維持するよう努めていること。

【観点 10-1-1-4】快適な自習が行われるため施設（情報処理端末を備えた自習室など）が適切に整備され、自習時間を考慮した運営が行われていることが望ましい。

#### (10-2) 実務実習施設の学習環境

##### 【基準 10-2-1】

適正な指導者・設備を有する施設において、実務実習モデル・コアカリキュラムに適合した実務実習が行われていること。

## 外部対応

### 1 1 社会との連携

#### 【基準 1 1-1】

医療機関・薬局等との連携の下、医療及び薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 1-1-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体及び行政機関との連携を図り、医療や薬剤師等に関する課題を明確にし、薬学教育の発展に向けた提言・行動に努めていること。

【観点 1 1-1-2】医療界や産業界との共同研究の推進に努めていること。

【観点 1 1-1-3】医療情報ネットワークへ積極的に参加し、協力していることが望ましい。

#### 【基準 1 1-2】

薬剤師の卒後研修や生涯教育などの資質向上のための取組に努めていること。

【観点 1 1-2-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会などの関係団体との連携・協力を図り、薬剤師の資質向上を図るための教育プログラムの開発・提供及び実施のための環境整備に努めていること。

#### 【基準 1 1-3】

地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し、地域社会との交流を活発に行う体制の整備に努めていること。

【観点 1 1-3-1】地域住民に対する公開講座を定期的を開催するよう努めていること。

【観点 1 1-3-2】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【観点 1 1-3-3】災害時における支援活動体制が整備され、積極的な支援活動が行われていることが望ましい。

#### 【基準 1 1-4】

国際社会における保健衛生の保持・向上の重要性を視野に入れた国際交流に努めていること。

【観点 1 1-4-1】英文によるホームページなどを開設し、世界への情報の発信と収集が積極的に行われるよう努めていること。

【観点 1 1-4-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 1-4-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

## 点検

### 1 2 自己点検・自己評価

#### 【基準 1 2-1】

上記の諸評価基準項目に対して自ら点検・評価し、その結果を公表するとともに、教育・研究活動の改善等に活用していること。

【観点 1 2-1-1】自己点検及び評価を行うに当たって、その趣旨に則した適切な項目が設定されていること。

【観点 1 2-1-2】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 2-1-3】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

# 日本薬学会薬学教育改革大学人会議

## 第三者評価検討委員会

<平成17年7月～>

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
|   | 伊 賀 立 二   | (日本病院薬剤師会)    |
|   | 石 井 甲 一   | (日本薬剤師会)      |
|   | 井 田 良     | (慶應大法科)       |
| ○ | 市 川 厚     | (武庫川女大薬)      |
|   | 乾 賢 一     | (京大病院薬)       |
| ◎ | 井 上 圭 三   | (帝京大薬)        |
| ○ | 入 江 徹 美   | (熊本大院薬)       |
|   | 大和田 榮 治   | (北海道薬大)       |
|   | 奥 村 勝 彦   | (姫路獨協大薬)      |
| ○ | 小 澤 孝 一 郎 | (広島大院医歯薬)     |
|   | 北 澤 京 子   | (日経BP社)       |
|   | 北 田 光 一   | (千葉大院薬)       |
| ○ | 桐 野 豊     | (徳島文理大薬)      |
| ○ | 工 藤 一 郎   | (昭和大薬)        |
| ○ | 児 玉 孝     | (ワカノウラ薬局)     |
|   | 佐 藤 登志郎   | (北里大医)        |
|   | 柴 崎 正 勝   | (東大院薬)        |
|   | 杉 浦 幸 雄   | (同志社女大薬)      |
| ○ | 鈴 木 洋 史   | (東大病院薬)       |
|   | 全 田 浩     | (信州大名誉)       |
|   | 富 田 基 郎   | (徳島文理大薬)      |
|   | 中 島 宏 昭   | (昭和大横浜市北部病院)  |
|   | 長 野 哲 雄   | (東大院薬)        |
|   | 野 村 靖 幸   | (横浜薬大)        |
| ○ | 原 博       | (東京薬大薬)       |
|   | 平 井 みどり   | (神戸薬大)        |
|   | 福 崎 弘     | (日本技術者教育認定機構) |
|   | 福 田 康 一 郎 | (千葉大医)        |
| ○ | 堀 内 龍 也   | (群馬大病院薬)      |
|   | 正 木 治 恵   | (千葉大看護)       |
| ○ | 望 月 正 隆   | (共立薬大)        |
| ○ | 森 昌 平     | (かみや調剤薬局)     |
|   | 矢内原 千鶴子   | (大阪薬大)        |
| ○ | 山 元 弘     | (阪大院薬)        |
| ☆ | 井 村 伸 正   | (日本薬剤師研修センター) |
| ☆ | 内 山 充     | (薬剤師認定制度認証機構) |
| ☆ | 寺 田 弘     | (東京理大薬)       |

◎委員長，○幹事，☆顧問

薬学教育改革大学人会議第三者評価検討委員会幹事会  
科学研究費補助金(基盤研究C(企画))「薬剤師養成を目的とした  
大学教育に対する外部評価システムの構築のための基盤研究」班

共催の勉強会メンバー

<平成17年12月25～26日,平成18年2月19～20日,7月24～25日開催>

	赤池	昭紀	(京大院薬)
	市川	厚	(武庫川女大薬)
◎	井上	圭三	(帝京大薬)
	入江	徹美	(熊本大院薬)
	大和田	榮治	(北海道薬大)
	奥	直人	(静岡県立大薬)
	奥村	勝彦	(神戸大病院薬)
○	小澤	孝一郎	(広島大院医歯薬)
	木平	健治	(広島大病院)
	桐野	豊	(徳島文理大薬)
	工藤	一郎	(昭和大薬)
	児玉	孝	(ワカノウラ薬局)
	桜井	純	(徳島文理大薬)
	柴崎	正勝	(東大院薬)
	関野	秀人	(厚生労働省)
	高見	功	(文部科学省)
	中村	明弘	(福山大薬)
	永田	修一	(桜町調剤薬局)
	原	博	(東京薬大薬)
	平井	みどり	(神戸薬大)
	望月	正隆	(共立薬大)
	森	昌平	(かみや調剤薬局)
	山岡	由美子	(神戸学院大薬)
	山元	弘	(阪大院薬)

◎統括責任者, ○勉強会実施責任者  
(所属は当時)

# 全国薬科大学長・薬学部長会議

## 第三者評価実施委員会

<平成18年11月24日～>

	市川厚	(武庫川女大薬)
◎	井上圭三	(帝京大薬)
	金田典雄	(名城大薬)
	柴崎正勝	(東大院薬)
	白幡晶	(城西大薬)
	富田基郎	(徳島文理大薬)
	西野武志	(京都薬大)
	畑中保丸	(富山大院薬)
	樋口駿	(九大院薬)
	堀江利治	(千葉大院薬)
	望月正隆	(共立薬大)

◎委員長

## 第三者評価実施小委員会

－文部科学省「認証評価に関する調査研究」委託事業－

<平成18年11月24日～>

- |   |       |           |
|---|-------|-----------|
|   | 市川厚   | (武庫川女大薬)  |
| ◎ | 井上圭三  | (帝京大薬)    |
|   | 入江徹美  | (熊本大院薬)   |
|   | 奥直人   | (静岡県立大薬)  |
|   | 小澤孝一郎 | (広島大院医歯薬) |
|   | 工藤一郎  | (昭和大薬)    |
|   | 白幡晶   | (城西大薬)    |
| ○ | 高見功   | (文部科学省)   |
|   | 中村明弘  | (昭和大薬)    |
|   | 山元弘   | (阪大院薬)    |

◎委員長，○オブザーバー